

## 歯科材料価格の変更に伴う改定点数について

～歯科用14カラット金合金など、2012年10月1日から適用～

佐賀県保険医協会

2012年10月1日(月)から、歯科材料価格の変更に伴い、改定点数による請求となります。

今回は歯科用14カラット金合金鉤用線および歯科用鑄造用銀合金第1種の価格のみが変更となり、金銀パラジウム合金の価格変更はありません。

新たに変更となる部分(下線部分)は、下表の通りです。

### ○支台築造(装着料を含む)

	メタルコア	その他
大臼歯	<u>234</u> (322)	158(221)
前・小臼歯	<u>186</u> (261)	147(210)

### ○線鉤

	双子鉤	二腕鉤	レストなし	フック、スパー
14K	<u>569</u>	<u>425</u>	—	—